



2012年8月27日

報道関係者各位

ロンドンパラリンピック
出場枠に関する、スポーツ仲裁裁判所（CAS）への申し立て結果について
（追加のご報告）

日本ブラインドサッカー協会
理事長 釜本 美佐子

平素より、日本ブラインドサッカー協会（東京都新宿区 理事長 釜本美佐子、以下 JBFA）の活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、5人制サッカーⁱ（ブラインドサッカー）はロンドンパラリンピック（開催期日 2012年8月29日から9月9日）において、その出場枠について、アフリカの1枠にトルコが出場することを国際視覚障害者スポーツ連盟ⁱⁱ（IBSA）に確認。これを不透明かつ不公平な決め方と考え、IBSA および国際パラリンピック委員会ⁱⁱⁱ（IPC）に対し、日本パラリンピック委員会（JPC^{iv}）の名のもと、スポーツ仲裁裁判所^v（CAS）への申し立てを実施、6月25日に受理されました。その後の審議を経て、8月20日深夜（日本時間）、本申し立てに対する裁定が下りました。8月21日のリリースに追加しまして、ご報告申し上げます。

記

■ 結論

IBSA による、アフリカ枠のトルコへの再割当ては、IBSA の裁量の範囲内である。

■ 裁定の根拠、理由

仲裁人は JBFA の申し立ての内容について一定の理解を示したものの、下記の主な理由により裁定をくだしております。

- 1) IBSA は再割当てを行わないこともできたが、競技の機会は広げられるべきであり、縮小されるべきではないこと
- 2) IBSA は難しい判断であるという認識のもと、十分に考慮をして判断をくださった
- 3) IBSA は時間的な制約を考慮し、実際の判断を下さなければならなかった
- 4) トルコを再割当てとして選んだことは、十分に説得力がある
- 5) IBSA の判断は IPC の支持を得ていること

■ JBFA の主張として受け入れられた点

- 1) IBSA は規定の欠如について誤りを認めていること
- 2) JBFA（裁定文書では JPC）のプレーオフの求めはもっともであること

■ JBFA の見解

裁定結果は控訴することはできず、拘束されるものであることに合意しているため、JBFA は結果を真摯に受け止めます。その上で、裁定の結果に対し、以下のような主な見解をもっています。

まず、本件が CAS に受理された自体に、大きな意義があったと考えています。本件が象徴する IBSA の不透明な運営に対し、その是正を求めるものとして、効果的かつ実効力のある手段となったと考えています。

次に、裁定に関しては、私どもの主張は一定の理解を得られたものの、IBSA の判断が覆るものではなく、誠に残念です。裁定結果によれば IBSA の「裁量権」は私どもが考えていた以上に強いものと解釈され、結果として、IF として責務を十分に果たしていない IBSA に対し、甘い裁定が下されたと考えています。

3 つ目に、IBSA の判断を妥当であるとする CAS の判断材料となった「ヨーロッパが最も強い地域であること^{vi}」「ランキング制度^{vii}」に対して CAS の判断は踏み込んでいないことや、「IBSA が十分な考慮をして判断をくださった」とするには各大陸の次点であった日本、コロンビアに対して一切の配慮がなかったことなどを含めると、その責任を果たしていたとは依然思えません。規定の明文化やランキング制度の真意などは裁判とは別途、継続して IBSA に対し情報公開を依頼していく方針です。

一方で、我々にも反省点がござります。CAS への申し立てまでに少なからぬ時間を費やしてしまったことや、情報収集のあり方が不十分であったこと、裁判をやりぬくための体力も不足しておりました。

今回の仲裁とそれに至るプロセスが、今回の事例のみの出来事とならぬよう、今後のパラリンピックに関わる大会や国際大会において、今回得た情報をもとに交渉力を高め、不公平のないよう、引き続き力を尽くしていきたいと思えます。

以上

ご声援、ご支援をいただいた皆さまに、あらためて感謝を申し上げます。今回の申し立ては一つの競技団体としては大きな壁に挑むものでした。力不足があったとはいえ、現状の私たちにおいては、ベストを尽くすことができたのも、可能性を信じ練習を積む選手たち、そしてそれを支える皆さまのおかげでした。また、類まれなるご尽力をいただいた長谷川俊明法律事務所にこの場をお借りして感謝申し上げます。同法律事務所の協力なしには、申し立てにいたることはできませんでした。

今後、競技においては国際舞台で活躍していけるよう、いっそう努力していくことをお約束するとともに、合わせて、我々のビジョンである「ブラインドサッカーを通じて、視覚障がい者と健常者が当たり前に混ざり合う社会を実現すること」に向けて、力を注いでいく所存です。今後とも、応援をよろしく願い申し上げます。

本件に関する問合せ

JBFA：日本ブラインドサッカー協会

東京都新宿区百人町 1-23-7 新宿酒販会館 4 階

TEL 03-6908-8907 FAX 03-6908-8908

E-Mail info@b-soccer.jp

* 土日は担当、松崎 (080-5469-0621) まで

ⁱ パラリンピック競技においては“Football 5-a-side”が正式名称として利用されています。ブラインドサッカーは日本での呼称となります。

ⁱⁱ IBSA : International Blind Sports Federation。国際視覚障害者スポーツ連盟。視覚障害者スポーツを統括する IF (International Federation, 国際競技連盟)。ブラインドサッカーも同連盟が統括し、IPC に加盟している。ウェブサイトは <http://www.ibsa.es/>

ⁱⁱⁱ IPC: International Paralympic Committee。国際パラリンピック委員会。ウェブサイトは <http://www.paralympic.org/>

^{iv} JPC : Japan Paralympic Committee。

^v CAS: Court of Arbitration for Sport。スポーツ仲裁裁判所。スポーツのトラブルを仲裁する国際機関。ウェブサイトは <http://www.tas-cas.org/>

^{vi} 「ヨーロッパが最も強い地域」については仲裁受理の際のリリースを参照ください。

<<http://www.b-soccer.jp/medias/2012/06/PR120627.pdf>>よりダウンロードできます。参加国数が最も多いことが、「強い地域」の根拠となっています。

^{vii} 「ランキング制度」は IBSA がトルコを選んだ理由として示したものです。同ランキングによれば、1 位より順に、フランス、ブラジル、中国、スペイン、アルゼンチン、イラン、イングランド、トルコ、コロンビア、日本、ロシア、ウルグアイ、韓国、ギリシア、メキシコ、イタリア、ドイツ、エルサルバドル。トルコが 8 位、コロンビアが 9 位、日本は 10 位となり、トルコが同 3 カ国で最上位となります。なお、ランキング制度がどのように定められているか、どのような規定に基づいているかは仲裁手続において示されていません。